## 地場産品基準

- 1…当該地方団体の 区域内において生産 されたものであること。
- 2…当該 地方団体の 区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産 されたものであること。
- 3…当該 地方団体の 区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行う ことにより相応 の付加 価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるである場合には、それぞれに定めるもの に限ることとする。
  - イ 食肉の熟成又は玄米の精白当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とする もの
  - ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない 工程当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
- 4…返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において 生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- 5…地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6…前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 7…当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの(宿泊(飲食を伴うものを含む。以下同じ。) の提供に係る役務を除く。)であって当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 7の2…当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においての み宿泊施設の運営を行う者が運営するもの(フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都 道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務である こと。
- 7の3…当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないものの うち、次のいずれかに該当するものであること。
  - イ 当該役務の調達に要する費用の額が 一夜につき一人当たり五万円を 超えないもの
  - 口 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。)
- 7の4…当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 8…次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - イ 市区町村が 近隣の他の市区町村と共同 でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するもの を共通の返礼品等とするもの
  - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携 し、当該連携する市区町村の区域内において 前各号 のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
  - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において 地域資源として相当程度認識されている物品 及び 当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 9…震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。